

**「世田谷区豪雨対策行動計画（後期）」**  
**（平成 26 年度～平成 29 年度まで）**

**（素案）**

**平成 26 年 7 月**

**世 田 谷 区**

世田谷区豪雨対策行動計画（後期）  
（平成 26 年度～平成 29 年度まで）  
（素案の案）

目 次

はじめに .....	1
1.世田谷区豪雨対策行動計画の基本的な考え方 .....	3
1.1 位置づけ .....	3
1.2 目標 .....	4
1.3 構成 .....	5
1.4 体系 .....	6
1.5 「行動計画」の期間 .....	7
1.6 モデル地区の設定 .....	8
2. 4つの柱に対する行動計画 .....	9
2.1 河川・下水道の整備 .....	9
2.2 流域対策 .....	26
2.3 家づくり・まちづくり対策 .....	46
2.4 避難方策 .....	51
3.モデル地区の行動計画 .....	55
3.1 用賀 3、4 丁目・上用賀地区 .....	55
3.2 鎌田 1、2 丁目地区 .....	64
3.3 上馬・弦巻地区 .....	70
3.4 中町・上野毛地区 .....	78
4.進捗管理等 .....	86
4.1 実施主体 .....	86
4.2 進捗管理 .....	87
4.3 区及び都における主な整備内容の一覧 .....	88

## はじめに

世田谷区では、近年頻発している局所的な集中豪雨から区民の生命と財産を守り、「水害に強い安全・安心のまち世田谷」を目指して、平成21年10月に「世田谷区豪雨対策基本方針」、平成22年3月に「世田谷区豪雨対策行動計画」を策定しました。

今回、「世田谷区豪雨対策行動計画」の策定から約4年が経過したことから、これまでの行動実績を踏まえ、世田谷区豪雨対策行動計画の見直しを行いました。

河川・下水道の改修・整備については、主に東京都の役割となっており、これまで、様々な計画や整備も進展してきたことから、区及び都における主な整備内容を整理し、さらに、今回の行動計画の見直しにおいて、検討した新たな対策内容についても示しました。

流域対策については、世田谷区豪雨対策基本方針で「世田谷区内全域で、平成29年度までに時間5mm降雨相当（約48万 $\text{m}^3$ ）の流出抑制を目指す」及び「世田谷区内全域で、平成49年度までに時間10mm降雨相当（約96万 $\text{m}^3$ ）の流出抑制を目指す」という目標を設定しました。今回の見直しにおいては、平成49年度までの96万 $\text{m}^3$ の流出抑制を基本に捉え、平成29年度までは新たにこれまでの実績を踏まえ、現実に即した流域対策量を設定し、新たに『行動目標』として設定しました。

また、平成25年7月23日の局地的な集中豪雨などにより、多くの家屋が水害被害に見舞われています。このことより、水害被害が大きな地域においては、新たなモデル地区を追加し、被害の軽減を目指していきます。

世田谷区では、「水害に強い安全・安心のまち世田谷」の実現に向けて、「世田谷区豪雨対策行動計画（後期）～平成26年度から29年度まで～」に基づき、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、豪雨対策をより一層推進してまいります。

## 行動計画（後期）における主な改定

4つの柱	主な改定内容
流域対策	①「行動目標」の新設 ……P. 26
	②単位対策量の引き上げ（道路の単位対策量を300m <sup>3</sup> /haから400m <sup>3</sup> /haに強化【モデル地区は500m <sup>3</sup> /haから600m <sup>3</sup> /haに強化】） 新工法・新材料の活用を促進（街渠柵ふたの調査・研究） ……P. 30
	③モデル地区の追加 ……P. 70 （上馬・弦巻地区及び中町・上野毛地区）
	④助成制度の見直し（雨水タンクの助成範囲の拡充や駐車場やコインパーキング等の調査及び整備時における助成枠の追加など） ……P. 37
	⑤「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」における手続きの簡略化 ……P. 37
	⑥雨水貯留浸透施設等の継続的な維持管理 ……P. 29
まち家づくり対策	①土のうステーションの設置 ……P. 48
	②浸水被害状況を迅速かつ的確に把握するための仕組みの構築 ……P. 47
	③地区街づくり計画による浸水対策の促進 ……P. 48

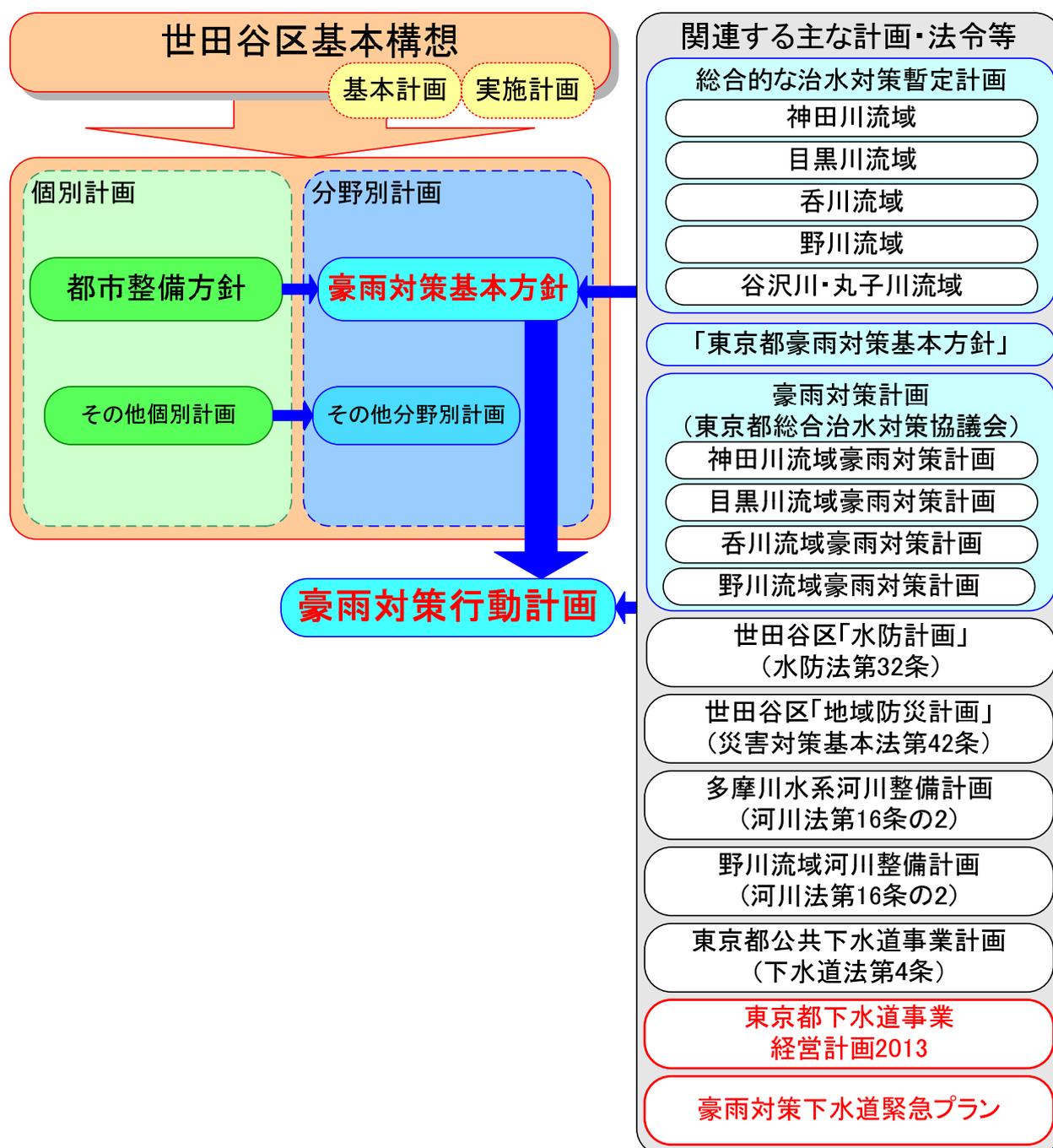
# 1. 世田谷区豪雨対策行動計画の基本的な考え方

## 1.1 位置づけ

「世田谷区豪雨対策行動計画」（以下、「行動計画」という。）は、「世田谷区豪雨対策基本方針」（以下、「基本方針」という。）に基づく豪雨対策を計画的に推進するため、平成 29 年度までの目標達成を見据えながら、事業の内容や実施目標を示しています。

この「行動計画」は、区、区民、事業者、国、都等が主体となり、事業を推進していくものです。また、区は、事業の推進に当たって、区民、事業者、国、都等と連携・調整・協力してまいります。

図 1.1 「行動計画」の位置づけ



## 1.2 目標

「行動計画」における目標は、「基本方針」で定めている10年後の目標とします。

一方、「東京都豪雨対策基本方針」では、10年後までに、「対策促進エリアにおいて、概ね55ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止する。」としていますが、谷沢川・丸子川流域\*は対策促進エリアに含まれていません。しかし、区内では、谷沢川・丸子川流域においても浸水被害が発生していることから、「行動計画」の目標は、区内全域を対象として定めています。

### 「行動計画」の目標

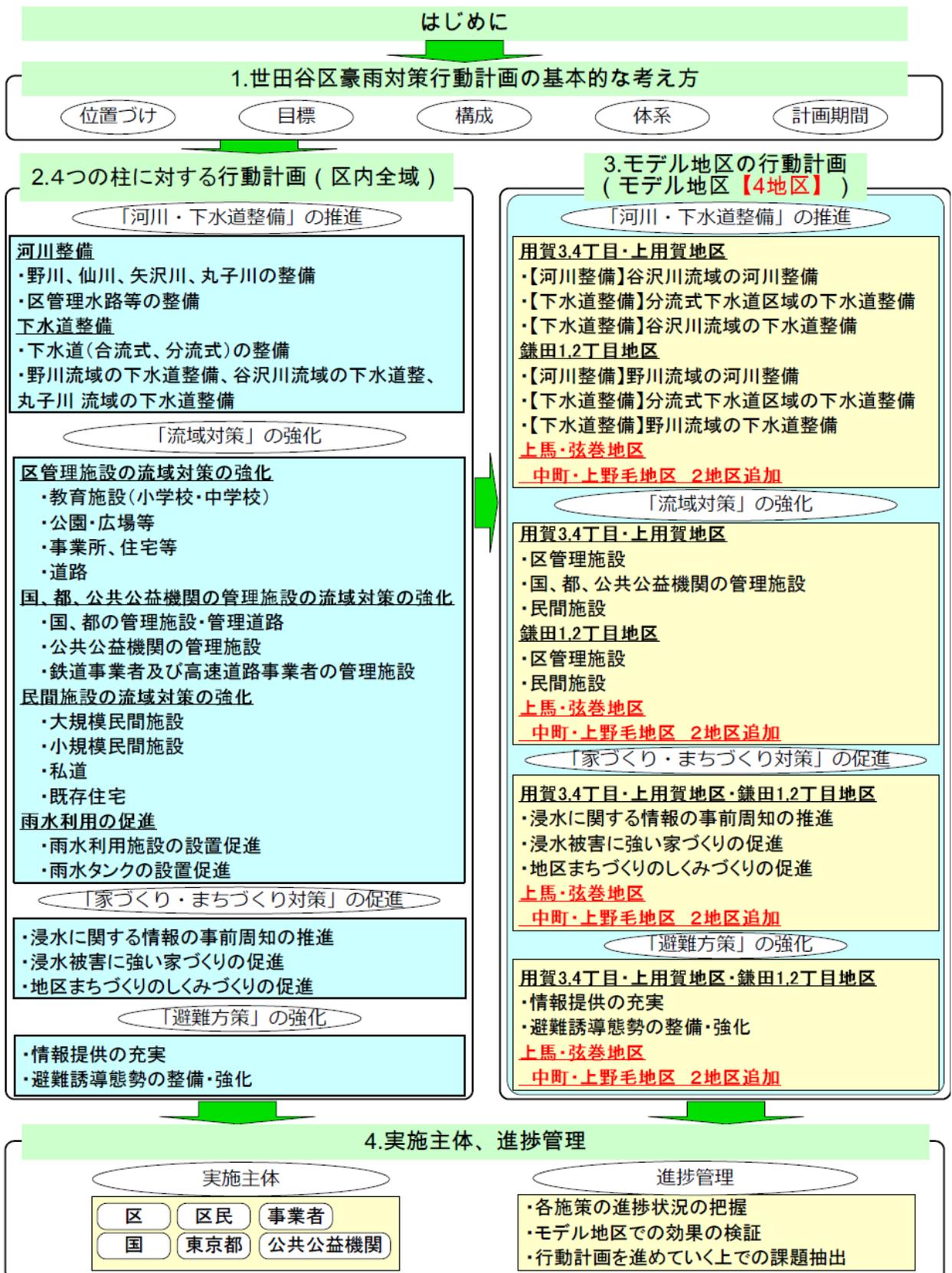
- ・概ね時間55ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止することを目指します。
- ・既往最大降雨などが発生した場合でも、生命の安全を確保することを目指します。

※「東京都豪雨対策基本方針」の「対策促進エリア」に谷沢川・丸子川流域を追加選定することについても、引き続き、都と協議・調整を図ってまいります。

### 1.3 構成

「行動計画」の構成は図 1.2 のとおりです。

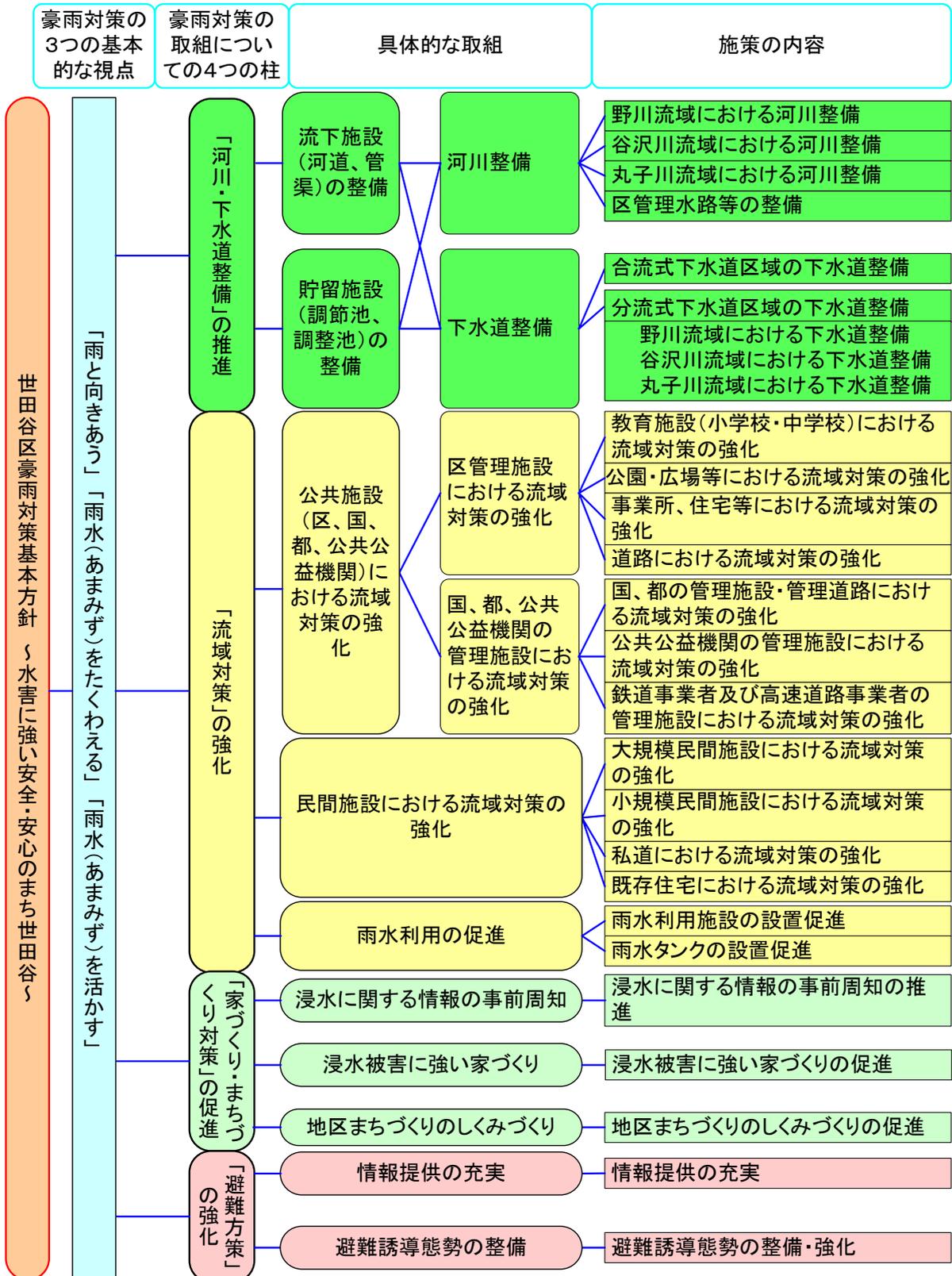
図 1.2 「行動計画」の構成



### 1.4 体系

「行動計画」では、「基本方針」に掲げた、豪雨対策の取組についての4つの柱に対する具体的な取組に対して、それぞれの施策の内容を示します。

図 1.3 「行動計画」の体系図



### 1.5 「行動計画」の期間

「行動計画」の期間は、「基本方針」で定めた目標を着実に達成していくため、「基本方針」の目標である平成 29 年度までとします。そして、社会経済情勢の変化や対策の進捗状況等を踏まえて、中間年次である平成 25 年度に「行動計画」の見直しを行うこととします。また、次期実施計画の策定時やみどりのみずの行動計画の見直し時には、「行動計画」の内容を反映します。

なお、「基本方針」は、平成 19 年 8 月策定の「東京都豪雨対策基本方針」や過去の水害の状況等を踏まえて平成 21 年 10 月に策定しました。また、「基本方針」における 10 年後、30 年後の目標年度は、「東京都豪雨対策基本方針」との整合を図るため、10 年後を平成 29 年度、30 年後を平成 49 年度としています。

表 1.1 「行動計画」の期間

	年度													
	H19 基準	H20 1 年後	H21 2 年後	H22 3 年後	H23 4 年後	H24 5 年後	H25 6 年後	H26 7 年後	H27 8 年後	H28 9 年後	H29 10 年後	H30~ H49		
世田谷区 豪雨対策 基本方針		●	●	H21 年 10 月策定							●	中期目標	→	
世田谷区 豪雨対策 行動計画			●	●	H22 年 3 月策定			●					→	
東京都 豪雨対策 基本方針	●	H19 年 8 月策定										●	中期目標	→
神田川流 域豪雨対 策計画		●	H21 年 3 月策定										→	
目黒川流 域豪雨対 策計画			●	H21 年 11 月策定										→
呑川流域 豪雨対策 計画			●	H21 年 11 月策定										→
野川流域 豪雨対策 計画			●	H21 年 11 月策定										→

### 1.6 モデル地区の設定

具体的な取組みに対するそれぞれの施策については、区内全域で取り組んでいきますが、豪雨対策の効果を早期に発現する必要がある地区については、「基本方針」に示す過去の浸水状況や地区計画等で流域対策の促進が図られる地区等の選定項目を踏まえて、豪雨対策のモデル地区として位置づけます。

その地区においては、豪雨対策における施策を優先して実施していくとともに、流域対策の基準を強化するなど、豪雨対策効果の早期発現を図ります。

これまで、モデル地区は、「用賀 3、4 丁目・上用賀地区」と「鎌田 1、2 丁目地区」の 2 地区でしたが、行動計画策定以降の新たな改修、整備の計画や浸水被害などを勘案し、「上馬・弦巻地区」と「中町・上野毛地区」を新たなモデル地区として位置付けます。なお、各モデル地区の行動計画は 3 章に示します。

図 1.4 モデル地区の位置図

